

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年10月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000040号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000062号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を、9万8,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から10万円に訂正することが必要である。

なお、平成25年12月27日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成28年12月22日、平成29年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ18万円から20万円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日、平成29年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月22日、平成29年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月27日  
② 平成28年12月22日  
③ 平成29年8月10日

#### ④ 平成 29 年 12 月 20 日

平成 12 年 4 月に A 社に入社以降、賞与が年 2 回（8 月及び 12 月）支給されていたが、請求期間①について、標準賞与額の記録がない。また、請求期間②、③及び④については、標準賞与額が 18 万円と記録されているが、支給された賞与は 20 万円であった。保管している賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、調査の上、各請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間に A 社から 10 万円の賞与を支給され、標準賞与額 9 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出していないこと及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、前述の賞与明細書及び賃金台帳により、請求者は、当該期間に A 社から 10 万円の賞与を支給されたことが確認できることから、標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②、③及び④について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写し並びに事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、各請求期間に A 社から 20 万円の賞与を支給され、標準賞与額 20 万円に基づく厚生年金保険料を各賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、日本年金機構が保管している請求期間②、③及び④に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（平成 30 年 7 月 23 日受付、以下「賞与支払届」という。）により、事業主

は、請求者の各請求期間に係る賞与額は 18 万円であることが記載された賞与支給控除一覧表を添付した上で、各請求期間の標準賞与額を 18 万円と届け出たことが確認できるところ、当該賞与支給控除一覧表の賞与額は、上記賃金台帳に記録された賞与額と相違している。

このことについて、事業主は、最終的に確定した支給額と異なる賞与支給控除一覧表に基づき上記賞与支払届を作成、提出したと思われるとしており、請求期間②、③及び④の賞与額は、上記賃金台帳のとおりそれぞれ 20 万円である旨回答している。

したがって、請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記賞与支払届により、事業主は、各請求期間の標準賞与額を 18 万円と届け出たことが確認できることから、年金事務所は、各請求期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000148号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000063号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社には、昭和60年3月31日まで勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者のA社の離職年月日は昭和60年3月31日であることが確認できる上、請求者提出の「退職手当金送金通知書(B事業団発行)」にはA社からC社の勤務期間が通算して記載されているところ、B事業団を継承するD機構は、複数の事業所の退職金を通算するためには、前事業所の退職日の翌日に再就職先の事業所に就職していることが条件である旨陳述していることから、請求者は請求期間においてA社に勤務していたものと認められる。

また、複数の同僚は請求者が請求期間を含む勤務期間においてE業務を担当する正職員であった旨回答していることから、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和59年10月の定時決定によって標準報酬月額が11万8,000円となっていることが確認できるが、昭和51年1月1日から昭和60年4月1日までの期間に同社に係る被保険者資格を取得したすべての被保険者について調査したところ、10月の定時決定と7月の随時改定とは別の時期に標準報酬月額が変更された者を確認することができなかったことからすると、請求者が同年3月に標準報酬月額が変更されたとは考え難く、請求期間の標準報酬月額については、同年2月の厚生年金保

険の記録から、11万8,000円であると認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成12年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主（社長）及び経理事務を担当していたとされる副社長は既に死亡していることから照会することができない上、請求期間において同社の被保険者で回答可能な同僚7人に照会し、回答を得た6人のうち、請求者と同様に昭和60年3月31日に被保険者資格を喪失した2人からは請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料の控除について具体的な回答が得られず、給与明細書や源泉徴収票を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和60年4月1日であると認められ、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000146号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000023号

## 第1 結論

昭和58年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月から昭和61年3月まで

私は、昭和58年10月にそれまで勤務していた会社を出産のため退職し、夫の実家であるA町に住民票を移した。退職により厚生年金保険の被保険者ではなくなったため、国民年金に任意加入することにしたが、私は出産のため実家のあるB市に居住することとなり、夫に同年10月か11月くらいにA町役場において国民年金の加入手続をしてもらった。また、国民年金保険料の納付については、A町役場において、私がB市に居住していた期間については夫が納付し、その他の期間については私が納付していた。今回、ねんきん定期便が届き、請求期間の国民年金の記録がないことが判明した。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A町に係る国民年金被保険者カード及び社会保険オンラインシステムの記録において、請求者は、昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者制度の開始とともに被保険者資格を取得したことにより、初めて国民年金に加入し、その時点で国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出されていることが確認できる。請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であり、請求者が請求期間において国民年金に加入する場合には、制度上、任意加入被保険者となり、請求者は、その申出をした日から国民年金の被保険者となることはできるものの、被保険者資格を取得した時点から請求期間に遡って国民年金の被保険者となることはできないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、A町から提出された「国民年金資格照会」の検索結果の写しにおいて、請求者のA町における、国民年金の被保険者期間は昭和61年4月1日から昭和62年9月21日までの期間のみであることが確認できる。

さらに、A町は、同町における国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付、国民年金第3

号被保険者資格取得に係る手続等について、A町役場内に当時のことを知る者はいない旨陳述し、請求期間当時の国民年金に係る文書が残っておらず不明である旨回答していることから、請求期間当時の国民年金に係る事務の取扱いについて確認することはできない。

加えて、請求者が主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間に請求者に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、前述の昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 9 月 21 日までの期間に係る国民年金の被保険者記録以外には、A町における請求者に係る記録は確認できない上、日本年金機構が保管する国民年金手帳番号総括払出簿により確認できる、請求期間にA町に払い出された手帳記号番号について、社会保険オンラインシステムにより年金記録の全件調査を行ったが、請求者から提出された年金手帳に記録されている手帳記号番号以外、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、夫の年金手帳の姓が「C」と表示されていたことがある旨陳述していることから、「C」姓及び請求者の旧姓による調査を併せて行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。